議案第46号

南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例

南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

南風原町立小学校及び南風原町立中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町教育委員会の附属機関として、南風原町立学校適正規模等検討審議会を設置する必要があるため提案する。

南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例

(設置)

第1条 南風原町立小学校及び南風原町立中学校(以下「町立学校」という。)のより 良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町教育委員会(以下「教 育委員会」という。)の附属機関として、南風原町立学校適正規模等検討審議会(以 下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し答申する。
 - (1) 町立学校の適正規模に関すること。
 - (2) 町立学校の適正配置に関すること。
 - (3) 町立学校の通学区域に関すること。
 - (4) 前3号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 審議会は、12人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 町立学校校長
 - (3) 町立学校の保護者
 - (4) 町職員
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、第2条の規定による教育委員会の諮問に係る答申の日までとする。
- 2 委員が欠けたときは、補欠委員を置く。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、教育長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。 また、その職を退いた後も同様とする。

(議事録の作成)

第9条 議事録は、教育部学校教育課職員が作成する。

(議事録の署名)

第10条 議事録に署名する委員は、会長のほか2人とし、会議の始めに会長が会議に諮って指名する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議 会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。